

学校保健の基礎となる法律、規則

○ 教育基本法 (1947, 3, 31)

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重じ、自由精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。(オ1条)

○ 学校教育法 (1947, 3, 31)

(オ12条)---学校においては、学生、生徒、児童及び幼児並びに教員の健康増進を図るため、身体検査を行い、適当な衛生養護の施設を設けなければならない。

(オ26条)---市町村立小学校の管理機関は伝染病にかかり、若しくはそのおそれのある児童又は性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認められる児童があるときは、その保護者に対し、児童の出席停止を命ずることを出来る。

(オ75条)---小学校、中学校及び高等学校には次の各号の一に該当する児童及び特殊学級を置くことを出来る。

1. 性格異常者
2. 精神薄弱者
3. 聾者、難聴者
4. 盲者、弱視者
5. 言語不自由者
6. その他の不具者
7. 身体虚弱者

前項に掲げる学校は、疾病により療養中の児童及び生徒に対し、特殊学級を設け、又は教員を派遣し、教育を行うことを出来る。

学校教育法施行規則 (1947, 5, 23)

(オ12条)---身体検査、健康相談、疾病の予防装置、学校給食その他衛生養護の施設に関する事項は、別にこれを定める。

文部省設置法 (1949, 5, 31)

初等中等教育局---保健課、運動厚生課、管理局、学校給食課の学校における保健衛生及び学校給食に関し、援助と助言を与えること。

保健体育審議会---学校における、保健、衛生教育及び体育、学校給食並びに運動競技に関する事項を調査審議すること。

→分科会として

学校保健分科審議会	
学校給食	〃
学校体育	〃
社会体育	〃

○ 教育委員会法 (1948. 7. 15)

(第49条)---学校の保健計画の企画及び実施に関すること。(17項)

学校環境の衛生管理に関すること。(18項)

(第54条)---学校身体検査、精密検診その他の事項に関し、政令で定める基準に従い、保健所の協力を求めるものとする。

保健所の、学校の環境衛生、学校保健に関する資料の提供その他の事項に関し、政令で定める基準に従い、教育委員会に助言と援助を与えるものとする。

○ 現行の学校保健関係法規等

学校医及幼稚園医令 (1929. 3. 18)

学校医取務規程 (1932. 2. 1)

学校歯科医及幼稚園歯科医令 (1931. 6. 22)

学校歯科医取務規程 (1932. 2. 1)

学校清潔方法 (1948. 4. 14)

学校身体検査規程 (1949. 3. 19)

学校衛生統計調査規則 (1948. 6. 4)

学校衛生統計調査実施要領 (1948. 6. 7)

学校伝染病予防規程 (1924. 9. 9)

日本建築規格 (1947. 5. 4)

学校用机、椅子、標準 (1922. 8. 22)

衛生室の設備準則 (1941. 3)

学校給食法 (1954. 6. 3)